振出日　平成21年８月20日
振出地　東京都品川区
振出人　株式会社日本製鋼所　経理部長　西山　泰明
受取人　日鋼工営株式会社
裏書人　日鋼工営株式会社　代表取締役社長　五味　　均
被裏書人　申立人
最終所持人　申立人

平成２１年（ヘ）第２５５号
東京都港区三田５丁目５番11号
申立人　株式会社イマジンクリエイション
代表者代表取締役　柴山　　均
権利を争う旨の申述の終期　平成22年４月27日
平成22年４月28日　　東京簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＣＥ53016
金額　278,250円
支払期日　平成21年６月30日
支払地　東京都江戸川区
支払場所　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行西葛西支店
振出日　平成21年４月10日
振出地　東京都江戸川区
振出人　太平紙業株式会社　代表取締役　田中　要三
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２１年（ヘ）第２５６号
東京都千代田区神田富山町25番地
申立人　株式会社コクゴ
代表者代表取締役　南　　明則
権利を争う旨の申述の終期　平成22年４月27日
平成22年４月28日　　東京簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＯＤ276870
金額　232,470円
支払期日　平成22年３月12日
支払地　東京都中央区
支払場所　株式会社三井住友銀行日本橋支店
振出日　平成21年11月25日
振出地　東京都千代田区
振出人　株式会社コクゴ　代表取締役　南　明則
受取人　エステー工業株式会社
最終所持人　申立人

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２２年（フ）第２１０号
愛知県岡崎市大門５丁目20番地５
債務者　株式会社昭和建設
代表者代表取締役　小屋　　登
１　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中根　祐介
４　破産債権の届出期間　平成22年６月23日まで
５　財産状況報告集会・一般調査の期日　平成22年８月30日午後２時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第２２４号
鹿児島県鹿児島市東千石町13番10号
債務者　ガルフフードサービスジャパン株式会社
代表者代表取締役　木場　浩明
１　決定年月日時　平成22年４月26日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　湯ノ口　穣
４　破産債権の届出期間　平成22年５月21日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月16日午前10時
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第３０号
茨城県土浦市田中２丁目９番６号
債務者　株式会社池重
代表者代表取締役　池田　憲彦
１　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　風間　幹夫
４　破産債権の届出期間　平成22年５月24日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月27日午後１時30分
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第７４号
茨城県つくば市苅間805
債務者　有限会社高野運送
代表者代表取締役　高野　　豊
１　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　古徳　尚子
４　破産債権の届出期間　平成22年５月24日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月27日午前10時
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第１５８号
宮崎市清水２丁目３番３号
債務者　株式会社シンワ
代表者代表取締役　中村　政昭
１　決定年月日時　平成22年４月28日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大迫　敏輝
４　破産債権の届出期間　平成22年５月28日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月９日午後１時30分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第４３２号
兵庫県宝塚市小林２丁目10番17号
債務者　チトセファーマシー株式会社
代表者代表取締役　岡山　嘉宏
１　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　福元　隆久
４　破産債権の届出期間　平成22年６月１日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月15日午後２時
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５１２号
神戸市須磨区白川字休間ケ谷893―１
債務者　有限会社だるま金物店
代表者代表取締役　岡本　道昭
１　決定年月日時　平成22年４月28日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中川　勘太
４　破産債権の届出期間　平成22年６月16日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年８月24日午前10時
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１８９号
新潟市中央区愛宕２丁目２番地１、商業登記簿上の本店所在地新潟市中央区笹口３丁目16番10号
債務者　株式会社米山工務店
代表者代表取締役　米山　　誠
１　決定年月日時　平成22年４月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　米山　一史
４　破産債権の届出期間　平成22年６月28日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月10日午後２時30分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
新潟地方裁判所民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２２年（フ）第２０６号
愛知県豊田市司町２丁目27番地３　スズムラ荘15号
債務者　塚田　博己
１　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　蜂須賀邦夫
４　破産債権の届出期間　平成22年６月16日まで
５　財産状況報告集会・一般調査の期日　平成22年９月６日午後２時30分
６　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係